

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

1. 所在地

〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目12番5号 京橋YSビル4F
TEL : 03-3566-8200 FAX : 03-3566-8201

2. 設立

1974年7月17日（1980年9月9日に社団法人化）

3. 代表者

理事長 渡辺克也（ワタナベ カツヤ）

4. 会員数

2020年6月5日現在 496社

（正会員オペレータ349社、正会員サプライヤー67社、賛助会員80社）

5. 目的

連盟は、有線テレビジョン放送（以下「ケーブルテレビ」という。）の社会的使命に鑑み、ケーブルテレビ事業（ケーブルテレビに関する事業を含む。以下同じ。）を行う者（以下「ケーブルテレビ事業者」という。）の相互の啓発と協調によりケーブルテレビ倫理の向上を図るとともに、ケーブルテレビ事業者共通の問題を処理し及びケーブルテレビ事業の開発を行うことによりケーブルテレビの健全な発達普及を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

6. 事業

連盟は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ケーブルテレビ倫理の確立とその高揚のための研究、研修、普及促進及び指導
- (2) 会員相互の連絡と共通問題の処理
- (3) ケーブルテレビ事業の経営に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する調査、実験、研究及び開発
- (4) ケーブルテレビ自主放送に関する調査、研究及び開発
- (5) ケーブルテレビ事業に関する諸問題に関し、関係機関との連絡及び折衝
- (6) ケーブルテレビ事業に関する啓発、宣伝及び情報の収集並びに機関紙の発行
- (7) ケーブルテレビ事業従事者の教育、訓練及び研修
- (8) ケーブルテレビ関係者の福祉、親睦及び融和
- (9) ケーブルテレビ事業者の電気通信事業に関する調査、研究及び情報提供
- (10) ケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送等を行うための、放送視聴制御用ICカード（以下「CASカード」という。）の運営・管理、並びに地上デジタル放送ネットワークでのケーブルテレビ自主放送を行うための放送視聴制御（CAS）を活用したコンテンツ権利保護（RMP）に関わる事項の運営・管理
- (11) 前項に掲げるCASカード事業等の普及・発展を目的とする事業
- (12) その他連盟の目的を達成するために必要な事業
- (13) 知的財産権の権利処理に係る管理業務
- (14) ケーブルテレビ事業者が利用する視聴ログ・STB端末管理システム（AutoConfiguration Server、以下「ACS」という。）の運営・管理
- (15) その他連盟の目的を達成させるために必要な事業